様式第十五号（第八十九条関係）

分割認可申請書

年　　月　　日

都道府県知事　　殿

住　所　又　は
主たる事務所の所在地
分割する法人の名称
代　表　者　の　氏　名
連　　絡　　先

下記のとおり、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第10条第３項の規定により、法人の分割について認可を受けたいので申請します。

記

１．分割予定年月日：

２．分割により認定畜舎等を承継する法人の名称及び住所：

３．分割の理由：

４．分割に係る畜舎建築利用計画の認定番号及び認定年月日：

５．分割に係る認定畜舎等の所在地：

６．分割に係る認定畜舎等の利用の方法に関する事項

（１）畜舎等の１日当たりの滞在者数及び滞在時間

（Ａ構造畜舎等・Ｂ構造畜舎等共通）

□午前０時から午前４時まで及び午後10時から午後12時までの間、やむを得ない場合を除き、畜舎等で睡眠する者の数を０とする。

（Ａ構造畜舎等（第24条第１項本文等の規定の適用を受けるものに限る。）・Ｂ構造畜舎等の場合）

	家畜排せつ物の搬出及び畜舎等の清掃	飼料の調理・給与及び家畜の観察	搾乳（畜舎内搾乳）	その他畜舎等内における作業（診療、種付け、保管する物資の整理等）
滞在人数	人	人	人	人
滞在時間	時間／人	時間／人	時間／人	時間／人
延べ滞在時間	時間	時間	時間	時間
合計				時間

□通常時において、畜舎等における１日当たりの最大滞在者数及び延べ滞在時間を次の数値以下とする。

畜舎等の床面積	最大滞在者数	延べ滞在時間
□1,000㎡以下	４人	８時間
□1,000㎡超2,000㎡以下	８人	16時間
□2,000㎡超3,000㎡以下	12人	24時間
□3,000㎡超	16人	32時間

（２）避難経路確保の取組

（Ａ構造畜舎等・Ｂ構造畜舎等共通）

□災害時の避難に支障を生じさせないよう、避難経路上に当該経路をふさぐ物品を存置しない。

□２以上の避難口が特定されている。

□堆肥舎、畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する畜舎等で避難上有効に直接外気に開放されたものに該当する。

（３）災害による被害の防止又は軽減に資する取組

（Ａ構造畜舎等（第24条第１項本文等の規定の適用を受けるものに限る。）・Ｂ構造畜舎等の場合）

□定期的な避難訓練の実施に関する記録を作成し、少なくとも１年間保存する。

（Ａ構造畜舎等・Ｂ構造畜舎等・発酵槽等共通）

□様式第１号（畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する畜舎等にあっては、様式第１号の２）を畜舎等の見やすい場所に表示する。

（Ｂ構造畜舎等の場合）

□畜舎等に立ち入る者に対し、災害時の避難方法に関する事項を説明する。